

令和7年度（令和8年4月1日採用）
別府市教育委員会会計年度任用職員
【特別支援教育支援員】募集要項

- 1 職種 会計年度任用職員【特別支援教育支援員】
- 2 採用予定者人数 35名程度
- 3 勤務条件
- (1) 勤務内容 特別な支援を必要とする園児児童生徒に対して、一人一人の教育的ニーズに応じた適切な支援を行う。
- ・特別な支援を必要とする園児児童生徒に対して、補助的な支援を行う。
 - ・指導形態については、学級担任と協力をして支援を行う。
 - ・その他、本事業の目的を達成するために、校（園）長が必要と認める業務を行う。
- (2) 勤務場所 別府市内公立幼稚園・小学校・中学校
- (3) 任用期間 1年間（令和8年4月1日～令和9年3月31日）
※年間をとおして勤務していただきます。
なお、任用後1ヶ月間は条件付採用期間となります。
- (4) 勤務日 原則として月曜日から金曜日（学校（幼稚園）の休業日（夏季休業、冬季休業、学年始休業、学年末休業、土日・祝日等）は原則として勤務がありません）。
- (5) 勤務形態 勤務形態は、月15日・7時間勤務となります。ただし、7月・3月は12日・7時間勤務、8月は4日・7時間勤務となります。幼稚園のみ4月は12日勤務となります。
- (6) 報酬 日額 8,848円～9,427円
※経験年数によって、報酬額が異なる場合があります。
※今後の給与改定等の状況によっては、支給額が増減することがあります。
- (7) 時間外勤務 時間外勤務命令による勤務
※時間外勤務を行った場合には単価に応じた割増報酬を支給します。
- (8) 費用弁償 条件により通勤に係る費用を支給します。
- (9) 賞与 本市の規定に基づき、要件を満たす場合、6月及び12月に期末・勤勉手当が支給されます。
- (10) 社会保険等 健康保険、厚生年金保険、雇用保険及び労災保険等に加入
- (11) 休暇等 年次有給休暇、忌引、官公署出頭等を本市の規定により付与します。

4 受験資格

- (1) 以下の免許・資格のいずれかを有する者
- ・幼稚園、小学校、中学校、特別支援学校、養護教諭の普通免許状
 - ・保育士の資格
 - ・理学療法士の資格
 - ・作業療法士の資格
 - ・言語聴覚士の資格
 - ・保健師の資格
 - ・介護職員初任者研修の修了者（旧ホームヘルパー2級以上）
 - ・介護福祉士の資格
 - ・看護師又は准看護師の免許状
- ※以上の免許状・資格について、令和8年3月31日までに取得見込みの者も含む。

(2) 次のいずれかに該当する人は受験できません。

- ・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・別府市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- ・令和8年1月25日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第8項に規定する特定性犯罪事実該当者（以下「特定性犯罪者」とする。）である者

(3) 日本国籍の有無について

- ・日本国籍を有しない人も受験できます。ただし、採用時に職務に従事することが可能な在留資格がない場合は、採用されません。

5 試験について

(1) 申込方法 以下の①・②・③を学校教育課安全支援係までお持ちになるか、簡易書留又は特定記録で郵送してください。（表面左側に「試験申込在中」と朱書きしてください。）簡易書留又は特定記録によらない場合の事故等については、責任を負いません。

①所定の申込書（必要事項を記入してください。）

※「申込書」は別府市役所ホームページより入手できます。

②該当免許・資格の証明書の写し

③特定性犯罪事実該当者でないことについての誓約書

(2) 受付期間 令和8年1月6日（火）～令和8年1月16日（金）まで

※受付時間：午前8時30分～午後5時

※土、日及び祝日を除きます。

※郵送の場合は令和8年1月16日（金）必着とします。

※応募が募集定員に満たない場合、もしくは欠員が出た場合は随時募集

(3) 試験内容 書類選考、面接及び筆記試験

(4) 試験日時及び会場等

・日 時 令和8年1月26日（月）受付 13:00～

試験 13:30～面接終了次第

※試験開始10分前までにはお集まりください。

・会 場 別府市役所 5階大会議室

・準備物 筆記用具

(5) 合格発表 試験結果については、2月上旬までに受験者全員に文書にて通知します。

6 採用後の注意点

(1) 任用期間中の身分は、一般職の地方公務員となりますので、守秘義務、政治活動の制限等の義務が課せられます。

(2) 兼業については、可能ですが、職務専念義務等の観点から以下の点にご注意ください。

- ・職務の遂行に支障を及ぼすおそれがないこと。
- ・職員の職との間に特別な利害関係がない又は生ずるおそれがないこと。
- ・職員の職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるおそれがないこと。
- ・他の事業所と合わせて1日につき計8時間を超えて労働しないこと。
- ・他の事業所と合わせて1週間につき計40時間を超えて労働しないこと。

(3) 配置先については、3月中に文書にてお知らせします。

7 お問い合わせ及び申込書提出先

別府市教育委員会教育部 学校教育課 安全支援係

〒874-8511 別府市上野口町1番15号（市役所5階）

電話：0977-21-1574 E-mail:sch-be@city.beppu.lg.jp

令和7年度（令和8年4月1日採用）
別府市教育委員会会計年度任用職員【特別支援教育支援員】採用試験申込書

以下の項目についてすべて記入してください。(※印は除く。)

受付	※ 郵便 来課	試験職種		受験番号	
		会計年度任用職員 【特別支援教育支援員】		※	
		国籍(国名を記入してください)		(写真貼付) 上半身・正面・無帽 6ヶ月以内撮影 4.5cm×3.5cm (パスポートサイズ)	
フリガナ	生年月日				
氏名	男 ・ 女	昭・平 年 月 日			
		R8.4.1現在年令 ()	貼付して提出 (写真裏面に氏名記入)		
現住所	(〒 -)	電話	携帯		
		E-mail			
現住所以外の連絡先	(〒 -)	電話			
最終学歴	学校名		学部・学科・専攻等	在学期間	区分
				年 月 ～ 年 月	<input type="checkbox"/> 卒業 <input type="checkbox"/> 卒業見込み <input type="checkbox"/> 中退
職歴	勤務先名称	勤務内容	所在地	在職期間	退職理由
				自 年 月	
				至 年 月	
				自 年 月	
				至 年 月	
				自 年 月	
			至 年 月		
普通自動車 第1種免許	昭和 平成 年 月 日 令和	<input type="checkbox"/> 取得 <input type="checkbox"/> 取得見込み <input type="checkbox"/> なし	その他資格・免許(名称・取得年月日を記入してください)		
			年 月 日 取得		
			年 月 日 取得		
			年 月 日 取得		
志望動機					
<p>私は次のいずれにも該当していません。</p> <ul style="list-style-type: none"> 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 別府市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者 <p>上記及び申込書に記載した事項は、事実と相違ありません。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>申込者氏名(自署)</p>					

記入例

令和7年度（令和8年4月1日採用）

別府市教育委員会会計年度任用職員【特別支援教育支援員】採用試験申込書

以下の項目についてすべて記入してください。（※印は除く。）

受付	※ 郵便 来課	試験職種 会計年度任用職員 【特別支援教育支援員】		受験番号 ※	
		国籍（国名を記入してください） 日本		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> (写真貼付) 上半身・正面・無帽 6ヶ月以内撮影 4.5cm×3.5cm (パスポートサイズ) 貼付して提出 (写真裏面に氏名記入) </div>	
		生年月日 昭和 63年5月5日			
フリガナ	〇〇〇 〇〇〇	男	R8.4.1現在年令 (37)		
氏名	〇〇 〇〇	女			
現住所	(〒〇〇〇 - 〇〇〇〇)	電話	〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇	携帯 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇	
		E-mail	aa@bbb.beppu.oita.jp		
〇〇県〇〇市〇〇町1番2号					
現住所以外の連絡先	(〒〇〇〇 - 〇〇〇〇)	電話	〇〇〇〇〇		
	〇〇県〇〇市〇〇町3番4号				
最終学歴	学校名 〇〇大学		学部・学科・専攻等 〇〇学部 〇〇学科	在学期間 平成19年4月 平成23年3月	
				■卒業 □卒業見込み □中退	
職歴	勤務先名称 〇〇市役所	勤務内容 事務(臨時職員)	所在地 別府市上野口町1番15号	在職期間 自令和3年4月 至令和4年3月	
	〇〇病院	医療事務	〇〇市△△町1番16号	自平成24年6月 至平成29年3月	
	ス	、	、	自平成23年8月 年3月	
	新しい履歴が上になるように記載してください。				自己都合 年月 年月
普通自動車第1種免許	昭和 平成 20年5月1日 令和	<input checked="" type="checkbox"/> 取得 <input type="checkbox"/> 取得見込み <input type="checkbox"/> なし	その他資格・免許(名称・取得年月日を記入してください)		
			第2種中学校教諭免許状(国語)	平成15年10月30日取得	
			言語聴覚士免許状	平成19年11月30日取得	
				年月日取得	
志望動機					
<p>私は次のいずれにも該当していません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 ・別府市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者 ・日本国憲法施行の下に成立した政党その他の団体に必ず自署にて日付、氏名を記入してください。 <p>上記及び申込書に記入した事項は、事実と相違ありません。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>申込者氏名(自署)</p>					
受験に係る特別な配慮(車いす使用等)を希望する場合は、この欄に記入してください。					

誓約書

私は、別府市教育委員会の採用選考に際し、以下の事項を誓約いたします。

- 私は、裏面記載の、令和8年12月25日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号)第2条第8項に規定する特定性犯罪事実該当者ではありません。

※ なお、本誓約書署名時に同法第2条第7項第6号が委任する政令が制定されていない場合であっても、青少年健全育成条例や迷惑防止条例等の条例における同項イからニに定める行為に対する罰則について、前科がないこと(当該前科に係る特定性犯罪事実該当者に該当しないこと)を、本誓約書をもって誓約いたします。

- 採用選考の過程で提出する書類及び申告する内容はすべて事実であり、事実と異なる申告は一切いたしません。

令和 年 月 日

【氏名(自署)】 _____

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律
(令和6年法律第69号)(抄)

(定義)

第二条(略)

7 この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

一 刑法(明治四十年法律第四十五号)第百七十六条、第百七十七条、第百七十九条から第百八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条(同項の罪に係る部分に限る。)の罪

二 盗犯等の防止及び処分に関する法律(昭和五年法律第九号)第四条の罪(刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。)

三 児童福祉法第六十条第一項の罪

四 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(平成十一年法律第五十二号)第四条から第八条までの罪

五 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律(令和五年法律第六十七号)第二条から第六条までの罪

六 都道府県の条例で定める罪であって、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの

イ みだりに人の身体の一部に接触する行為

ロ 正当な理由がなくて、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器(以下このロにおいて「写真機等」という。)を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為

ハ みだりに卑わいな言動をする行為(イ又はロに掲げるものを除く。)

ニ 児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

8 この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者(その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者(当該執行猶予の言渡しが取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。)を除く。)であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの

二 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者(うち執行猶予者であって、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの

三 特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの